

資料 2 - 4

伊吹山の自然環境の保全・再生施策の現状

1. 法規制

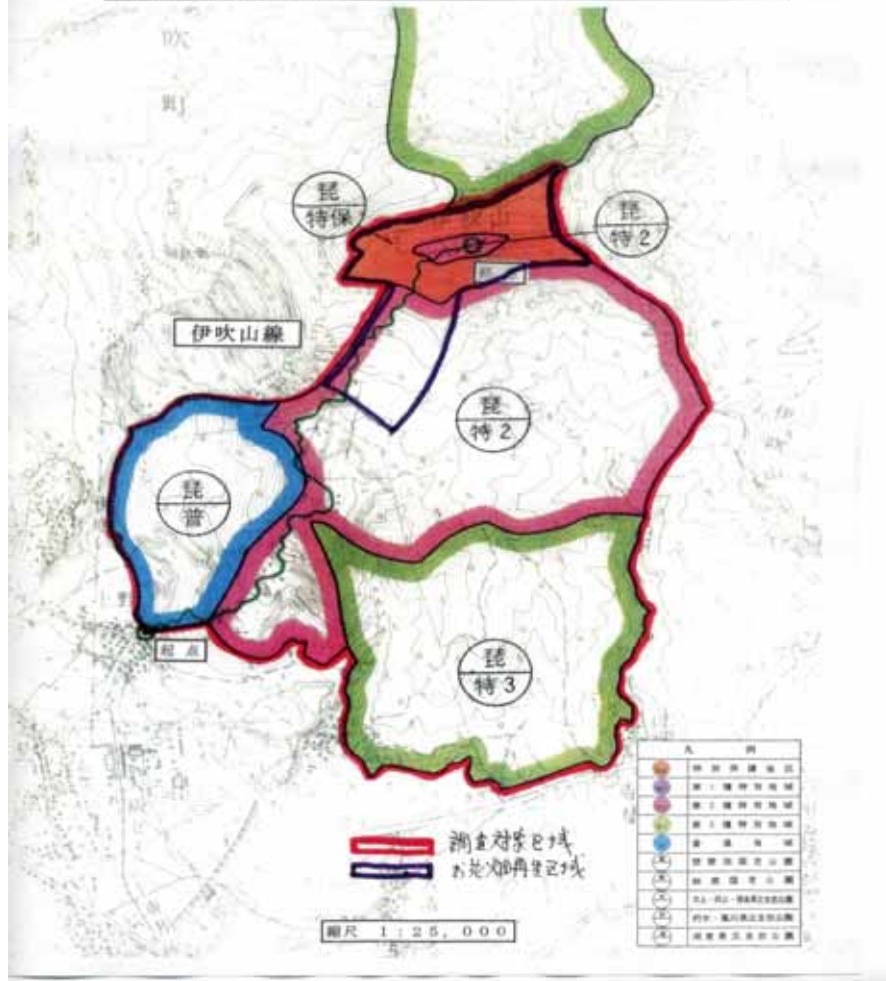
自然公園法

伊吹山は、豊かな自然環境を恵まれ、また傑出した自然の風景地として広く人々に親しまれていることから、自然公園法に基づき環境庁により、山頂部および滋賀県側の南部斜面および北部斜面の一部が、昭和 25 年 7 月 24 日に琵琶湖国定公園の一部として指定され、昭和 37 年 11 月 9 日に公園計画が決定・告示されている。

公園計画中の保護計画においては、伊吹山の山頂部周辺が特別保護地区、山頂部および南側斜面が第 2 種特別地域、北側斜面および弥高尾根周辺が第 3 種特別地域、スキー場のゴンドラがかかる部分が普通地域に指定されている。特別保護地区および特別地域内において工作物の新築、土地の形状変更等の行為をする場合には、自然公園法第 13 条第 3 項の規定に基づき知事の許可を受けなければならない。特に特別保護地区については、現状維持のための厳格な行為規制が講じられている。普通地域内での一定の行為についても、自然公園法第 26 条第 1 項の規定に基づく知事への届出が必要である。

利用計画においては、登山道である伊吹山線および伊吹山上平寺弥高線、伊吹山線索道運送施設、園地、避難小屋、公衆便所、宿舎、野営場、スキー場が計画決定されている。このうち、知事により公園事業として決定され、県が執行しているものが伊吹山線および伊吹山頂公衆便所、知事の認可を受けて米原市が執行しているものが 6 合目避難小屋、民間事業者が執行しているものが伊吹山線索道運送施設・伊吹山スキー場（ピステジャポン伊吹）、伊吹山宿舎（伊吹高原ホテル）である。

対象地域	2-2 琵琶湖国立公園 (特別保護地区、第2・3種特別地域、普通地域)
面積	940ha
所在地	米原市(まいばらし)



文化財保護法

伊吹山山頂部では日本では希少な山地草原が発達し、伊吹山固有植物、北方系植物等、多様な植物が群生しており、学術的な価値が極めて高い地域である。このため、文化財保護法に基づき文化庁により、山頂部について平成 15 年 7 月 25 日に天然記念物伊吹山山頂草原植物群落として指定されている。

天然記念物の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定に基づき、文化庁長官の許可を受けなければならない。



森林法

伊吹山の一部は、森林法に基づき農林水産省により、明治 31 年 1 月 1 日に土砂流出防備保安林が、昭和 57 年 11 月 19 日に保健保安林がそれぞれ指定されている。

地域森林計画対象保安林内での行為については、森林法第 10 条の 8 の規定に基づき、1 ha 以下の立木を伐採する場合は、あらかじめ市町長に対して伐採及び伐採後の造林の届出をしなければならない。1 ha を超える場合は、知事の許可を受けなければならない。その他の保安林内での行為については、森林法第 26 条の規定に基づき、保安林内でやむを得ず土地の形質の変更をする場合は、保安林解除の手続きが必要である。保安林内の土地の形質の変更行為の許可基準内の行為の場合は、森林法第 34 条第 2 項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）

伊吹山には鳥類およびほ乳類の重要な生息地であるため、鳥獣保護法に基づき滋賀県により、伊吹山鳥獣保護区として 591ha が昭和 48 年 11 月 1 日に指定され、うち 24 ha が昭和 59 年 3 月 31 日に特別保護地区として指定されている。

鳥獣保護区内では狩猟が禁止されるほかに行為規制はないが、特別保護地区内においては工作物の新築、木竹の伐採等の行為をするときは、鳥獣保護法第 29 条第 7 項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

2. 伊吹山を守る会の取組

伊吹山を守る会の概要

昭和 40 年 7 月に伊吹山ドライブウェイが開通したことから、手軽に上れる山として登山客の急増とマナーの低下を招き、伊吹山の植物の踏み荒しやごみのポイ捨て等が多くなってきた。このため、昭和 47 年に「伊吹山を守ろう」キャンペーンが中日新聞紙上に取り上げられ、4 ヶ月余りの間に 35 回におよび、様々な角度から伊吹山の現状が報道された。このキャンペーンは県内外に大きな反響を呼び、各方面からの賛意協力の連絡が相次ぐことになった。このキャンペーンに当時の伊吹町長は深い理解を示し、昭和 47 年 2 月 11 日に、官民一体となって「伊吹山を守る会」を発足させた。現在、米原市など 17 の団体が会員となっている。また、その活動には地元自治会、企業のほか、市外の団体もボランティアに参加をしている。

守る会では、村瀬忠義氏を中心に、昭和 48～52 年にかけて「伊吹山学術調査団」を結成して植生調査を実施したほか、山頂遊歩道や登山道の美化活動や利用者への普及啓発活動を行ってきたが、特に以下に述べるような植生遷移の問題に重点的に取り組んできている。

山頂部における植生遷移対策

昭和 57 年からは、植生遷移によるお花畑の縮小に対応するため、山頂東側遊歩道入口付近と中央遊歩道付近および西遊歩道沿い上下斜面などのチシマザサ群落やオオイタヤマメイゲツ低木群落の伐採を行ってきた。これは現在も活動が続けられている。

これらの取組の結果、山地草原に面積を広げていたチシマザサ群落は山頂東側斜面を除いて根絶することができた。西遊歩道沿いでは上下斜面の遊歩道ぎわまで迫っていたオオイタヤマメイゲツ低木群落とチシマザサ群落を伐採して草本群落に戻すことができた。一方で、この低木群落の構成種であったノリウツギ、マユミ、コバマユミなどは切株からの萌芽枝が旺盛に伸びだしたので、再度刈り取りを行った。

しかし近年になると、草本であるアカソの群落がお花畑の中に急速に面積を増してきている。そこで、西遊歩道の下斜面のアカソ群落を秋に草刈機を使ってできるだけ根元で刈り取り、アカソ株の除去後にできた裸地には山頂の近くのお花畑から採種してきた種子を散布した。結果はシモツケソウ、メタカラコウ、マルバダケブキ、ルリトラノオ、オオヒナノウスツボ、キツリフネ、イワアカバナ、トモエソウ、ミツバベンケイソウ、クガイソウ、アケボノソウ、ヤマガラシ、キバナハタザオ、サラシナショウマ、ヨツバヒヨドリなどが多種開花結実した。アカソの株は容易に完全除去できないが、アカソの株が余り目に付かない程度にまでは抑えている。

登山道沿いにおける植生遷移対策

昭和 30 年代頃までは、まだ山頂から 3 合目の草地まで美しい花の咲くお花畑が見られたが、その後ススキ群落の繁茂が著しくなり、その一部はその後コクサギを主とする低木群落（低木林）に遷移していった。コクサギ低木群落の下は、夏場コクサギの葉がよく茂ると林床は極端な日光不足となるため、草本が生育にくく、お花畑が消滅することになる。

このため、守る会では、登山道沿いの約2 haの場所において、コクサギ、ススキ、イタドリなどを刈り取った。しかし、コクサギの切株からは萌芽枝の生長が著しく、次年度も再度コクサギの萌芽枝を刈り取った。現在ではコクサギの萌芽枝は丈が低くなり、草本との競合に負ける程度まで衰退している。

次に、その両側にあるかなりの面積の繁茂したコクサギ群落をお花畑に復元することを試みた。一斉刈りして裸地から肥えた土壌が雨水で流出しないよう、5 m間隔で虎刈り状にコクサギなどの低木を伐採した。これによりできた裸地では、翌年からアカソ、オオヨモギ、シシウド、イブキアザミ、キバナハタザオ、アキノキリンソウなどの草本が復活・繁茂し、裸地はほとんど残らなかった。平成14・15年には、虎刈り状に残ったコクサギ群落の列を一列置きに伐採したが、他の動物の生息に必要な樹木については、点々と切り残した。

守る会では、現在（平成19年）5合目から6合目にかけての登山道沿いでススキの刈り取りを行っている。

3. 伊吹山もりびとの会の取組

県内各地で自然観察会を開催していた滋賀自然観察指導者連絡会（現在の滋賀環境保全・学習ネットワーク）のメンバーが、伊吹山を訪れる多くの人に山頂のお花畑の魅力と保護の必要性を知っていただくために、平成元年の夏から山頂でお花畑の観察会（ボランティアガイド）を行うようになった。これらは「伊吹山自然観察会グループ」として活動を続け、平成18年には岐阜県や愛知県、遠くは兵庫県など県外からの会員も多数加わり、翌19年に「伊吹山もりびとの会」として独立の組織となった。

もりびとの会では、ボランティアガイドのほか、春から秋にかけて清掃活動、除草作業、遊歩道と登山道脇のロープや杭の補修などに活動を広げ、多角的に山頂でのお花畑の環境保全に取り組んでいる。

平成18年には、地元米原市在住の人を含む29名のサポーターを募集し、事前の講座を開催した上で、指導しながらアカソ、ヨモギ、イタドリ等の植生遷移を起こしている植物を刈り取った。この作業は翌年の秋にも実施し、その結果シモツケソウ、イブキトリカブト、メタカラコウ等の生育が促進されている。

平成19年の6月には、山頂部に定着した外来種であるセイヨウタンポポについて、73名で除草作業を行った。しかし、除去対象区域が2,000 m²と広大なため、十分に除去はできていない。

伊吹山もりびとの会については、市民活動団体であることから、今後科学的根拠をもった作業ができるよう、伊吹山を守る会との連携のもとに、学識経験者の助言も受けながら作業をしていく必要がある。また、組織のマネジメント能力など体制の強化が望まれる。また、地元の人々の参画を促し、若い世代の参画が得られ、継続的に活動できるよう、楽しみも入れながら伊吹山を親しみのある山、身近な山に感じられるよう事業を行うことが求められる。

4．スキー場周辺における取組

スキー場（ピステジャポン伊吹）の3合目付近においては、昭和40年代までは主にスキ草原として維持されてきたが、森寿朗氏によりユウスゲ等を残しススキ・笹・ヨモギなどの刈り取りが継続されてきたことで、ユウスゲの群生開花する草地となった。現在、スキー場を経営するピステジャポン(株)によってユウスゲ群落の再生および保護エリアを設定した貴重種保護事業が実施されている。

5．石灰岩採掘跡地における取組

伊吹山の自然環境への関心が高まり、鉱山の環境対策に対する要請が強まったことから、昭和47年に事業者である大阪セメント(株)と滋賀県との間で自然環境保全協定を締結し、同社（現在は同社の子会社である滋賀鉱産(株)）が採掘跡地の緑化を進めている。昭和48年～53年には、原生植物移植工法と自生植物種子の手播き工法を組み合わせた伊吹方式を確立し、標高900m付近の採掘跡地を緑化した。また、昭和54年～平成9年には、上記の工法に雪崩防止柵の設置も併せた方式で、標高1,100m以上の上部採掘跡地を緑化した。これらの取組により、平成10年時点で466千㎡の緑化面積に達し、いずれも草本は定着し、木本の侵入も将来的には期待できるが（上部採掘跡地で植被率が48%～91%、うち木本率が8～19%）、復元には長期間を要するものと考えられる。

平成11年以降は、上部採掘地について採掘の進捗を追うように緑化を進めている。また、標高700m付近の下部採掘地についても張り芝工法による緑化を進めている。しかし、標高900m付近には雨水等により完全に植生が流亡しており岩盤が露出している部分が残っている。また、標高620m以下のガレ場については、県と事業者が連携してツタ・クズによる緑化実験を行ったが、うまく活着せず、現在手つかずの状態である。このため、近年は緑化の速度は落ちてきており、平成19年時点では総緑化面積は約498千㎡となっている